

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリントシステム認証機関
登録・評価規程

制定：平成27年9月18日

文書管理番号：CR-12-01

一般社団法人産業環境管理協会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）におけるカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）システム認証審査を行う CFP システム認証機関およびCFPシステム認証審査員の登録・評価規程について定めるものである。

(登録のための審査)

第2条 CFP システム認証機関は、CFP システム認証審査を実施するにあたり、協会に登録しなければならない。その登録の際には力量を有しているかどうかを確認するため、協会からの審査を受けなければならない。

② また、CFP システム認証審査の審査員においては、力量を有しているかどうかを確認するため、審査を受けなければならない。

(CFP システム認証機関の力量に関する要求事項)

第3条 CFP システム認証機関の力量については、「カーボンフットプリントシステム認証機関の力量に関する要求事項」に定める。

(CFP システム認証審査員の力量に関する要求事項)

第4条 CFP システム認証審査員の力量については、「CFP システム認証審査員の力量に関する要求事項」に定める。

(CFP システム認証機関登録・評価判断基準)

第5条 CFP システム認証機関の力量を評価し、登録の可否を判断するための基準は、「CFP システム認証機関登録・評価判断基準」に定める。

(CFP システム認証審査員登録・評価判断基準)

第6条 CFP システム認証審査員の力量を評価し、登録の可否を判断する基準は、「CFP システム認証審査員登録・評価判断基準」に定める。

(CFP システム認証機関登録・評価手順)

第7条 CFP システム認証機関に対し、評価し登録するための手順は、「CFP システム認証機関登録・評価手順」に定める。

(CFP システム認証審査員登録・評価手順)

第8条 CFP システム認証審査員に対し、評価し登録するための手順は、「CFP システム認証審査員登録・評価手順」に定める。

(CFP システム認証機関登録の有効期間)

第9条 CFP システム認証機関登録の有効期間は3年間とする。CFP システム認証登録の継続を希望する場合、CFP システム認証機関は協会に対して更新の申請をしなければならない。

(サーベイランス)

第10条 協会は、登録した CFP システム認証の力量が維持されているかどうかを確認するため、サーベイランスを実施しなければならない。

②協会が必要と判断した場合、CFP システム認証機関が認証した結果について、協会は確認を行うことができる。確認には、CFP システム認証審査結果に関する書類の確認、機関内レビューパネルの立会が含まれる。

第2章 CFP システム認証機関

(CFP システム認証機関)

第11条 協会に登録している CFP システム認証機関は、CFP ウェブサイトにて公開する。

(登録の取消)

第12条 協会は、CFP システム認証機関の登録要求事項に対する違反が確認された場合、登録の取り消しを行うことができる。

附則

本規程は平成27年9月18日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年9月18日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧CFPシステム認証機関登録・評価規程（R-12-01）を改訂の上、新規文書管理番号（CR-12-01）で制定。